

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月30日
【会社名】	東芝テック株式会社
【英訳名】	TOSHIBA TEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 錦 織 弘 信
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【電話番号】	03(6830)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 広報室長 水 野 隆 司
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番1号
【電話番号】	03(6830)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 広報室長 水 野 隆 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2020年6月26日開催の当社第95期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設する。

#### 第2号議案 取締役12名選任の件

取締役として、錦織弘信、内山昌巳、井上幸夫、山田雅広、金田仁、山口直大、武井純一、桑原道夫、長瀬眞、加茂正治、森下洋司及び青木美保を選任する。

#### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、富沢幸樹及び梅葉芳弘を選任する。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、嵯峨谷巖を選任する。

#### 第5号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

業務執行取締役に対して、既存の報酬枠とは別に、新たに「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型譲渡制限付株式報酬」制度（以下、「本制度」という。）を導入する。本制度に基づき業務執行取締役に支給する金銭報酬債権は、「譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額100百万円以内とし、合計年額130百万円以内とする。業務執行取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、「譲渡制限付株式報酬」については年14,000株以内、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年46,000株以内とし、合計年60,000株以内とする。なお、本制度の導入に伴い、従来株式報酬型新株予約権制度を廃止するとともに、同制度に係る報酬枠（年額30百万円以内）を廃止する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議結果 (賛成の割合)
第1号議案	467,091	178	0	(注)1	可決 (98.25%)
第2号議案				(注)2	
錦織弘信	444,496	22,573	201		可決 (93.50%)
内山昌巳	444,794	22,476	0		可決 (93.56%)
井上幸夫	444,134	23,136	0		可決 (93.42%)
山田雅広	444,819	22,451	0		可決 (93.57%)
金田仁	444,843	22,427	0		可決 (93.57%)
山口直大	444,338	22,932	0		可決 (93.47%)
武井純一	444,778	22,492	0		可決 (93.56%)
桑原道夫	450,346	16,924	0		可決 (94.73%)
長瀬真	450,355	16,915	0		可決 (94.73%)
加茂正治	444,717	22,553	0		可決 (93.55%)
森下洋司	451,222	16,048	0		可決 (94.92%)
青木美保	451,199	16,071	0		可決 (94.91%)
第3号議案				(注)2	
富沢幸樹	460,567	6,702	0		可決 (96.88%)
梅葉芳弘	467,094	177	0		可決 (98.25%)
第4号議案				(注)2	
嵯峨谷 巖	467,110	161	0		可決 (98.26%)
第5号議案				(注)3	
	462,682	4,589	0		可決 (97.33%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。